

令和2年7月豪雨による被害に係る普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付の決定についてお知らせします

令和2年7月豪雨により多大な被害を受け、災害救助法が適用された県内市町村に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部が繰り上げて交付されることになりましたので、お知らせします。

1 日程

令和2年7月14日(火) 交付決定、現金交付

2 県内交付対象団体

令和2年7月豪雨により多大な被害を受け、災害救助法が適用された県内14団体のうち、希望した5団体

3 繰上げ交付額(6月概算交付額の5割)

(単位:百万円)

区分	交付額
阿南町	240
下條村	139
上松町	210
南木曾町	207
木曾町	532
合計	1,328

4 その他

- ・普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・令和2年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の5割を交付(100万未満切捨て)

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

企画振興部市町村課財政係
(課長)須藤 俊一 (担当)中坪 幸恵
電話:026-235-7066(直通)
:026-232-0111(代表) 内線2113
ファクシミリ:026-232-2557
電子メール s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp